

建築物省エネルギー消費性能の向上に関する
法律第35条又は第41条に基づく認定に係る技術的審査手数料

住宅に係る技術的審査の料金

(税込金額、単位円)

		申請料金(単独)		評価書等有り※1	
一戸建て住宅		33,000		7,700	
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	(a)+(b)×戸数	左記料金の2分の1の額とする
		戸数単価(b)	3,300		
	建物全体	基本料金(a)	88,000	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の2分の1の額とする
		全戸数単価(b)	3,300		
		共用部(c)	88,000		

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規手数料を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、一戸建住宅の額とする。